

令和 7 年 4 月 23 日
財 務 部 課 税 課

専決処分の承認(世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例)

1 条例改正の事由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 7 号、以下改正地方税法という。)が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、世田谷区特別区税条例(昭和 39 年 12 月条例第 74 号)の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

2 条例改正の概要

軽自動車税種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し

改正地方税法において、総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0kW (50cc 相当) 以下に制御したバイク (以下、新基準原付バイクという。)に係る軽自動車税種別割の税率を年額 2,000 円とすると規定されたため、それに対応する条例の改正を行う。

《参考》原動機付自転車の税率

内 容	税 率
総排気量 50cc または定格出力 0.6kW 以下 (特定小型原動機付自転車を含む)	年額 2,000 円
総排気量 50cc 超え 90cc 以下または 定格出力 0.6kW 超え 0.8kW 以下	年額 2,000 円
【新基準原付バイク】 総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下	<u>年額 2,000 円</u>
総排気量 90cc 超え 125cc 以下または 定格出力 0.8kW 超え 1.0kW 以下	年額 2,400 円
ミニカー (三輪以上、総排気量 20cc 超え 50cc 以下 または定格出力 0.25kW 超え 0.6kW 以下)	年額 3,700 円

3 専決処分日

令和 7 年 4 月 1 日

4 施行日

公布の日施行

5 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後速やかに区ホームページで周知を図っている。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (種別割の税率) 第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (<u>ハ及びホに掲げるものを除く。</u>) 年額 2,000円 ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの (<u>ハに掲げるものを除く。</u>) 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ハ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> <u>ニ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの (<u>ハに掲げるものを除く。</u>) 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</u> <u>ホ 三輪以上のもの (車室を備えず、かつ、輪距 (2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの) が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) 第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。) で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</u> (2)～(3)略	○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (種別割の税率) 第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (ニに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ハ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 ニ 三輪以上のもの (車室を備えず、かつ、輪距 (2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの) が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号) 第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。) で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)～(3)略

改正後	改正前
<u>附 則</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の39条(第1号に係る部分に限る。)の規定</u> <u>は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、</u> <u>令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例</u> <u>による。</u>	